

**お知らせ****防災懇談会の区民委員を募集**

区の災害対策について区民の皆さまの意見を伺うため、懇談会の区民委員を募集します。 ※交通費程度の謝礼あり。▶**対象**:区内在住・在勤(在学)で、任期中数回程度、平日の夜間に開催する会議に出席できる方▶**任期**:4月から2年間▶**募集人数**:10名程度(選考)▶**申込**:郵送またはファクス、電子メールで①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤電子メールアドレス(ある方のみ)⑥略歴⑦応募動機(400字程度。様式自由)を、2月28日(必着)までに〒176-8501区役所内危機管理課庶務係 ☎5984-2762 FAX 3993-1194 **メール** kikikanri01@city.nerima.tokyo.jp

**「成人の日のつどいのお祝い品」の引き換えはお早めに**

成人の日のつどいで配布したお祝い品引換券の有効期限は2月10日(休)です。対象店舗でねりコレ商品など

と引き換えてください。▶**問合せ**:育成支援係 ☎5984-1292

**弁護士による成年後見制度・遺言・相続などの無料相談会**

▶**対象**:高齢者・障害のある方とその家族など▶**日時**:2月26日(土)午前10時~午後4時の間の45分▶**場所**:石神井庁舎5階▶**定員**:20組(先着順)▶**申込**:電話で権利擁護センターほっとサポートねりまへ▶**問合せ**:ほっとサポートねりま ☎5912-4022 FAX 3994-1224

**国民年金****年金受給者が亡くなったときは早めに届け出を**

国民年金を受給している方が亡くなったときは、未支給の年金を受け取れる場合があります。提出先や必要な書類は、受給していた年金の種類によって異なります。詳しくは、お問い合わせください。▶**問合せ**:練馬年金事務所 ☎3904-5491 ※障害基礎年金・遺族基礎年金・寡婦年金は、国民年金係 ☎5984-4561でも受け付けます。

**福祉・障害のある方****区からの通知を点字付き封筒で送付します~希望する方は申し込みが必要です**

区が送付する通知の一部の封筒に、4月から通知名や担当部署などの点字を付けます。併せて、通知を送付する旨を電子メールでお知らせすることもできます。知り合いの対象者に紹介してください。▶**対象**:区内在住で視覚障害のある方▶**申込**:電話または電子メールで①点字付き封筒②住所③氏名(ふりがな)④生年月日⑤電話番号⑥電子メールによるお知らせの希望の有無(有の場合は電子メールアドレスも)を、ひと・まちづくり推進係 ☎5984-1296 **メール** tiikifukushi08@city.nerima.tokyo.jp

**手話講習会(手話通訳者養成クラス)**

区の手話通訳者を目指す方のための講習会です。受講に先立ち実技試験を行います。▶**対象**:区内在住・在勤(在学)の19歳以上で、練馬区手話講習会上級クラス修了程度の方※過去に2回以上受講した方と他の自治体の登録通訳者は受講できません。▶**日時**:4月19日~来年3月7日の火曜①午前9時45分~11時45分②午後6時45分~8時45分【祝日などを除く。42日制】▶**場所**:中村橋区民センターなど▶**定員**:各15名

(選考)▶**受講料**:2,400円(障害者手帳をお持ちの方は無料) ※教材費実費。

**(実技試験)**

▶**日時**:2月27日(日)午前9時50分~午後1時▶**場所**:中村橋区民センター

▶**試験内容**:読み取り筆記、テープによる聞き取り表現▶**申込**:往復ハガキまたは区ホームページ「電子申請」で①講習会名(A⑧の別も)②住所(区外の方は勤務先(学校名)と所在地も)③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号⑥職業⑦手話の学習場所・年数⑧このクラスの受講経験の有無(有の場合は受講年度も)⑨聴覚障害者に関するボランティアなどの活動経験⑩簡潔な志望動機を、2月10日(必着)までに〒176-0021貫井1-9-1中村橋福祉ケアセンターへ

◎**問合せ**:中村橋福祉ケアセンター ☎3926-7211 FAX 3970-5676

**住まい・まちづくり****都営住宅の入居者を募集(都公募分)**

申し込み資格など詳しくは、申込書と一緒に配布する募集案内をご覧ください。 ※地元割当分の募集はありません。▶**申込書・募集案内の配布期間**:2月9日(水)まで▶**配布場所**:区民事務所(練馬を除く)、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区役所庁舎案内(本庁舎1・2階)、住宅課(同13階)▶**問合せ**:東京都住宅供給公社 ☎3498-8894

**ねりま区報送付サービスのご利用を**

新聞未購読で、区報の入手が困難な方に無料で送付しています。希望する方は、区ホームページから申し込むか、お問い合わせください。▶**問合せ**:広報係 ☎5984-2690

**退職前に考えましょう 退職後の健康保険**

職場の健康保険に加入していた方が退職して、家族が加入する健康保険などの扶養にならない場合、健康保険の加入方法は、主に次の2つです。月々の保険料が異なるので、退職前に調べた上で、どちらに加入するか考えましょう。

**1 国民健康保険に加入する**

加入手続きが必要です。手続きが遅れた場合でも、保険料は職場の健康保険をやめた日までさかのぼってお支払いいただきます。

▶**必要書類**:①健康保険の資格喪失証明書②届け出人の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)③世帯主と加入する方のマイナンバーが確認できる書類 ※代理人が届け出をする場合は、委任状も必要です。

▶**受付窓口**:こくほ資格係(区役所本庁舎3階)、こくほ石神井係(石神井庁舎2階)、区民事務所(練馬・石神井を除く) ※届け出は郵送でもできます。詳しくは、お問い合わせください。

**2 職場の健康保険を任意継続する**

職場の健康保険に一定期間加入していた場合は、退職後20日以内に健康保険組合などで手続きをすると、その保険を継続できます(最長2年間。退職後2年以内に75歳になる場合はその前日まで)。 ※職場の健康保険でも、国民健康保険組合の場合は、任意継続制度はありません。

区分	保険料(介護分保険料を含む) ※令和3年度現在。	
	計算の仕方	月平均最高限度額
<b>1 国民健康保険に加入</b>	前年の所得から算定	8万2500円 (年99万円/世帯)
<b>2 職場の健康保険を任意継続</b>	退職時の標準報酬月額(給与月額)から算定(在職中の約2倍)	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ…3万4920円</li> <li>健康保険組合…健康保険組合により異なる</li> </ul>

**問合せ**

国民健康保険…こくほ資格係 ☎5984-4554  
協会けんぽ…全国健康保険協会東京支部 ☎6853-6111  
健康保険組合…これまで加入していた健康保険組合

**区民農園利用者の追加募集  
~後日、区報などでお知らせします**

現在、追加で募集する農園や区画数を調整しています。詳しくは、区報2月11日号または区ホームページでお知らせします。▶**問合せ**:都市農業係 ☎5984-1398

**区民交通傷害保険の加入者を募集**

区民交通傷害保険は、交通事故でけがをした場合に治療期間に応じて保険金が支払われる制度です。自転車利用者には加入が義務付けられている自転車賠償責任保険などに対応したコースもあります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。▶**対象**:4月1日(金)現在、区内在住の方▶**保険期間**:4月1日(金)~来年3月31日(金)▶**引受保険会社**:損害保険ジャパン(株)(承認番号SJ21-08569(令和4年1月20日作成))▶**申込**:申込書に保険料を添えて、3月31日(木)までに申込先へ▶**申込書の配布場所・申込先**:区内金融機関・郵便局▶**問合せ**:損害保険ジャパン(株)東京公務開発部 ☎3349-9666、安全対策係 ☎5984-1309

コース(※1)	保険料(一時払)	最高保険金額	
		交通傷害	自転車賠償(※2)
XJ	1,400円	35万円	1億円
AJ	1,900円	150万円	
BJ	2,500円	350万円	
CJ	3,500円	600万円	
A	900円	150万円	—
B	1,500円	350万円	
C	2,500円	600万円	

※1 全てのコースに被害事故補償(最高保険金額600万円)が付きます。

※2 自転車運転中に他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたときの損害を補償します。